

# ふつつ子育て支援 ガイド



健康福祉部子育て支援課

# もくじ

児童手当	1
児童扶養手当	3
子ども医療費助成	5
ひとり親家庭等医療費助成	7
未熟児養育医療給付	9
保育所（園）	11
幼稚園	15
子育て支援事業	16
放課後児童クラブ	21
児童遊園地	22
各種相談	23



# 児童手当

## ○ 支給対象者

中学校修了前の児童（15歳到達後最初の3月31日までの間）を養育している保護者に支給されます。ただし、国籍を問わず児童が海外に住んでいる場合には支給されません。（留学を除く。）

外国人の方は、在留資格が1年以上ある方のみ対象です。

所得制限限度額を超える方には、児童手当ではなく特例給付が支給されます。

## ○ 支給基準等

### ① 所得制限額未満である者の支給額〈児童手当〉

年齢及び出生順		支給月額
3歳未満		15,000円
3歳から小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

### ② 所得制限額以上である者の支給額〈特例給付〉

月額 5,000円

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0

扶養親族が4人以上の場合の限度額は、扶養親族1人につき38万円加算した額。

### ③支給

- 支給月 6月・10月・2月（支払月の前月分までの分）
- 支給日 各月の10日

#### ○ 支給申請手続

児童を養育している親等が申請をしてください。公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先へ申請してください。

転入や出生から15日以内に申請をお願いします。

また、転出・転居した場合や振込口座を変更したい（受給者名義の口座のみ）場合などは、変更の手続をしていただきます。

#### ○ 現況届

毎年6月に児童の養育状況や所得状況等を確認するため提出していただきます。提出がない場合は、支給が保留されます。

## 児童扶養手当

次のいずれかの子ども（18歳到達後最初の3月31日までの間か一定の障がいのある場合は20歳未満）を養護し、かつ生計を同じくしている父、母または養育者に支給されます。

- ・ 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない
- ・ 父または母が死亡（遺族年金がもらえない場合）、生死不明
- ・ 父または母が重度の障がい者
- ・ 父または母が引き続き1年以上養育放棄している
- ・ 父または母が裁判所から保護命令を受けた場合
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている
- ・ 母が未婚
- ・ その他生まれたときの事情が不明

### ○ 支給基準等

- ・ 基準額

全部支給(月額)	一部支給(月額)
41,140円	41,130円～9,710円

※ 第2子については月額5,000円、第3子以降については、1人につき月額3,000円が加算されます。

- ・ 支給月 4月・8月・12月（支給月の前月分までの分）

- ・ 支給日 各月の11日

- ・ 所得制限 あり（受給者本人または同居親族の所得によって一部または全額支給停止になります。）

### ○ 支給申請手続

子どもを養育している親等が申請を行う必要があります。必要書類がありますので申請をされる前に子育て支援課へご相談してください。また、受給資格がなくなった場合、転出・転居した場合や口座を変更したい（受給者の口座のみ）場合などは、変更の手続をしていただきます。

○ 現況届

毎年8月に子どもの養育状況や所得状況等を確認するため提出していただきます。提出がない場合は、支給が保留されます。

○ 児童扶養手当証書の提示による優遇措置

手当証書は手当を受けられている方に交付されます。

• 福祉定期預貯金

一般の定期預貯金より有利な利率で預け入れができる制度です。(詳細は各金融機関でご確認してください。)

• JR定期券の割引

通勤用定期乗車券を購入する場合、3割引される制度です。

• 医療費等助成事業（ひとり親家庭等医療費助成）P7～P8

# 子ども医療費助成

中学校修了までの子どもの医療（入院・通院・調剤）に要した費用の一部を助成します。

## ○ 対象者

- ・ 富津市に住所を有する 0 歳から中学校修了までの子ども
- ・ 保険給付を受けることができる子ども

## ○ 対象の範囲

- ・ 保険給付で医療に要した一部負担金から自己負担金（下表）を除いた額
- ・ 自己負担金（世帯区分の認定は、毎年 7 月 1 日時点の市町村民税の課税状況）

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院 1 日または 通院 1 回あたり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	200 円	0 円
上記以外の世帯	0 円	

## ○ 助成の方法

### ① 受給券

受診（一部接骨院などで柔道整復師から受ける施術も可）前に子育て支援課、天羽行政センターまたは峰上出張所で、子ども医療費助成申請を行い、受給券の交付を受けます。その後、受診時に健康保険証等と受給券を提示することで、自己負担金で保険診療を受けることができます。

### 【申請に必要なもの】

子どもの保険証、印鑑、市町村民税額が分かる書類（転入の方）

## ② 償還払い

下記に該当する場合は、医療機関の窓口で医療費を一旦お支払いいただき、下記の申請に必要なものを持って子育て支援課、天羽行政センターまたは峰上出張所で申請してください。後日、ご指定口座へ保険診療適用分の医療費を振り込みます。

- 受診時に受給券を忘れた場合
- 県外にて受診をした場合

### 【申請に必要なもの】

- 領収書の原本（受診者名・診療点数・領収印のあるもの）
- 子どもの保険証
- 保護者名義の預貯金通帳
- 印鑑
- 市町村民税額が分かる書類（転入の方）
- 高額療養費など他制度より給付を受けた場合は、それが証明できるもの

### ※ 注意事項

- 確定申告で医療費控除を受ける場合など領収書の返却を希望される方は、ご自分で領収書のコピーをご用意の上で、領収書の原本とコピーを提出してください。原本に医療費申請済の押印をしてお返しします。
- 申請期限は、医療費を支払った日の翌日から2年間となります。
- 保育所（園）・幼稚園・学校でのけが等をした場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付が対象となり、子ども医療費助成制度は、対象外となります。



## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費・調剤費の一部を助成しています。

◎ ひとり親家庭等とは児童を養育する父母等が、次のいずれかに該当している家庭です。

- ・ 父母が婚姻を解消している。
- ・ 父または母が死亡、1年以上の生死不明・重度の障害状態
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ・ 父または母から引続き1年以上遺棄されている
- ・ 父または母が裁判所から保護命令を受けた場合
- ・ 母が婚姻しないで産まれた児童を養育している
- ・ 父及び母がいない児童を養育するもの

### ○ 対象者

富津市に住所があり、国民健康保険、社会保険など健康保険に加入している次の方が対象となります。（※所得制限があります）

- ・ ひとり親家庭等の児童（18歳到達後最初の3月31日までの間か一定の障がいのある場合は20歳未満）
- ・ 児童を養育するひとり親家庭の父または母及び養育者（配偶者のある養育者は児童のみ対象）

### ○ 助成の範囲

入院・通院・調剤の保険対象医療費の自己負担額から、入院については、入院時食事療養費と入院時生活療養費に係る自己負担額を通院・調剤については、診療機関ごとに1人1ヶ月1,000円を控除した額を助成します。

※ 高額療養費・附加給付・他制度より給付がある場合は除かれます。

○ 支給申請の手続

① 受給資格認定書

助成を受けるには、受給資格の認定を受ける必要があります。  
申請書に下記書類を添付し子育て支援課へ申請してください。

ア 健康保険証の写し

イ 附加給付等証明書（該当者のみ）

ウ 戸籍の謄本

エ 世帯全部の住民票

オ 父母や扶養義務者の所得状況を証明する書類

カ 養育費に関する申告書（該当者のみ）

キ 障害の状態を証明する書類（該当者のみ）

※ 児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口に提示していただくとう～キは省略することができます。

ク 保護者名義の預貯金通帳

ケ 印鑑

※ 受給資格の有効期間は申請された日以後の7月31日までです。（毎年申請をし、受給資格認定を受ける必要があります。）

② 医療費助成申請

受給資格の認定を受けた方は、下記のものを持って、子育て支援課、天羽行政センターまたは峰上出張所で申請してください。後日、ご指定口座へ医療費を振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・ 受給資格認定通知書
- ・ 領収書の原本（受診者名・診療点数・領収印のあるもの）
- ・ 高額療養費など他制度より給付を受けた場合は、それが証明できるもの

※ 申請期限は、医療費を支払った日の翌月の初日から2年間となります。また、受給資格者に変更があった場合は変更届の提出が必要となります。

## 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その医療費等を公費で負担する制度です。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては、対象となりません。また、養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて、自己負担金が発生します。

### ○ 対象者

富津市に住所を有する未熟児で次に掲げる症状で医師が入院養育を認めたもの

[症状]

①出生時の体重が 2,000 g 以下

②次に掲げる症状を示すもの

- ・一般状態 運動不安・けいれんがあるもの、運動が異常に少ないもの
- ・体温 摂氏 34 度以下
- ・呼吸器・循環器 強度のチアノーゼが持続・発作を繰り返す、呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向・毎分 30 以下、出血傾向が強い
- ・消化器系 生後 24 時間以上排便が無い、生後 48 時間以上嘔吐が持続、血性吐物。血性便がある
- ・黄疸 生後数時間内に現れるか、異常に強い黄疸がある

### ○ 自己負担金

保護者の所得税額に応じて、徴収基準月額が決定されます。ただし、子ども医療費制度と併用することで実際の自己負担額は、子ども医療費助成額を差し引いた額となります。

○ 申請方法

申請は、退院前、なおかつ生後 3 週間以内にする必要があります。

【申請に必要なもの】

- 養育医療給付申請書
- 意見書（指定医療機関の担当医師に記入してもらう）
- 子どもの保険証
- 印鑑
- 市町村民税額が分かる書類（転入の方）

## 保育所（園）

市内には公私立あわせて 11 園があり、通常保育のほか時間外保育や一時保育などを行っています。

### ○ 入所（園）できる基準

両親、同居の祖父母（60 歳未満）、その他の方の全員が以下のいずれかの状況の場合

- ① 月の半分以上、昼間に仕事をしている。
- ② 妊娠中または出産後間がない場合  
（出産予定月の前 2 ヶ月及び後 1 年以内）
- ③ 病気や負傷、または精神や身体に障害を有している。
- ④ 長期にわたる病人や精神若しくは身体に障害のある親族の看護や介護をしている。
- ⑤ 求職活動または就労のための研修、訓練に携わっている。  
（求職中では、原則 3 ヶ月、研修等に要する期間）
- ⑥ 火災、風水害等の復旧にあたっている。

### ○ 入所（園）の申込み

#### ・新年度入所（園）

新年度 4 月入所（園）申込みは、市内保育所（園）・子育て支援課で申込書を配布し 11 月頃から受付を行います。

#### ・年度途中入所（園）

保育所（園）は、毎月 1 日が入所日となります。月途中での入所（園）は出来ません。入所（園）のための申込み手続きの締切りは、希望月の前月 15 日です。

#### ※ 入所申込み後の取下げについて

当月 1 日に在籍している場合は、1 ヶ月分の保育料がかかりますので、ご注意ください。

## ○ 保育料

保育料は、入所（園）される子どもの年齢と、保護者の前年分の所得税額（原則として父母の合算額）によって算定します。ただし、祖父母が税扶養にしている場合、ひとり親家庭の場合、父母の収入が少ない場合は、祖父母等の所得税が合算される場合があります。また、前年所得税額が 0 円の場合は、前年度の市民税額で算定することになります。なお、保育料算定上、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除等については、控除の対象となりません。控除の前の所得税額で算定します。

### ① 基準日

保育料は、入所当該年度 4 月 1 日現在の年齢で算定し、当該年度末まで保育料は変更いたしません。また、登園した日数、時間にかかわらず、各月 1 日に在籍していれば保育料は 1 ヶ月分かかります。

年度途中に保護者が変更されたときや税が修正・更正されたときは、保育料が変更になる場合がありますので、速やかに保育所（園）または子育て支援課へ連絡してください。

### ② 納期限

保育料の納入については、毎月 15 日頃に保育所（園）を通して保育料納付額通知書兼領収書を配布します。毎月末日が納期限ですので、納付書に記載されている金融機関または市役所で納めてください。

### ③ 保育料の軽減

保育所（園）入所している子どもの兄弟で保育所等に在園している世帯は 2 番目の子どもは半額、3 番目以降の子どもは無料となります。

※ 期限を過ぎて納付がない場合、督促状が発行されます。3 ヶ月以上未納になると、保育の実施を解除（退園）させていただくこともあります。

保育料一覧表

		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯		保育料はかかりません		
住民税非課税世帯	単独母子世帯等	0円	0円	0円
	一般	7,900円	5,800円	5,800円
住民税均等割課税世帯	単独母子世帯等	16,500円	14,000円	14,000円
	一般	17,500円	15,000円	15,000円
住民税所得割課税世帯	単独母子世帯等	18,000円	15,000円	15,000円
	一般	19,000円	16,000円	16,000円
所得税課税世帯	税額 40,000円未満	28,500円	25,500円	25,000円
	税額 40,000円以上 60,000円未満	40,000円	33,000円	26,000円
	税額 60,000円以上 80,000円未満	41,000円	33,200円	26,200円
	税額 80,000円以上 95,000円未満	42,000円	33,300円	26,300円
	税額 95,000円以上 103,000円未満	42,200円	33,400円	26,500円
	税額 103,000円以上 250,000円未満	51,000円	33,500円	26,800円
	税額 250,000円以上 413,000円未満	51,300円	33,600円	27,000円
	税額 413,000円以上	67,000円	33,600円	27,400円

※ 単独母子世帯等とは、次の方が該当となります。

- ・配偶者がいない方で子どもを扶養している方
- ・身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けた者や特別児童扶養手当の支給を受けているなどの在宅障がい児（者）がいる世帯

※ 所得税法改正により年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ分が廃止されましたが、保育料算定に当たっては、控除廃止前の所得税額によります。

市内保育所（園）一覧表

施設名	公私 定員	所在地 電話番号	開園時間	特別保育の内容					
				乳児	延長	障がい児	一時預かり	休日	病後児
飯野保育所	公立 120	下飯野332-6 87-0765	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○	○ ※2	○	○		
吉野保育所	公立 60	絹656-2 65-2143	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
佐貴保育所	公立 50	佐貴143-2 66-0392	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
中央保育所	公立 90	数馬579 67-0279	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○	○ ※2	○	○		
竹岡保育所	公立 60	竹岡403-1 67-8504	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
金谷保育所	公立 60	金谷2221-1 69-2353	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
峰上保育所	公立 70	上後305 68-0080	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○		○	○		
富津保育園	私立 150	富津396-34 87-2104	平日 6:30~20:00 日曜・休日 6:30~20:00	○	○	○	○	○	○
青堀保育園	私立 200	青木二丁目14-6 87-0142	平日・土曜 7:00~20:00 日曜・休日 7:00~18:00	○	○	○	○	○	
和光保育園	私立 90	小久保2209 65-2772	平日・土曜 7:00~19:00	○	○	○			
大貫保育園	私立 60	岩瀬1112-7 65-0059	平日・土曜 6:00~20:00 日曜・休日 8:00~17:00	○ ※1	○	○	○	○	

特別保育の内容

◎乳児保育・・・産休明け生後57日目からの保育を受け入れています。

※1 大貫保育園は生後30日目から受け入れ可能です。

◎延長保育・・・通常の開所時間を超えて保育を受け入れています。

※2 公立保育所は土曜のみ

◎障がい児保育・・・健常児の中で共に生活することが望ましいことから可能な限り障がい児を受入れています。

◎一時預かり保育・・・育児中のリフレッシュ、冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に困難になったとき、一定期間パートに就いたりするなどの場合に利用できます。

◎病後児保育・・・病気や外傷の回復期で、安静に過ごす必要があるが、仕事等により家庭で保育できない生後57日目から小学校3年生までの児童を一時的にお預かりします。詳細は保育園へお願いします。



## 幼稚園

市内には、3園の私立幼稚園があります。

園によって保育・教育方針、保育料等が異なりますので、詳細は各幼稚園に直接お問い合わせください。

### 市内の幼稚園

名称	住所	電話番号
明澄幼稚園	大堀 1618	87-0808
大佐和幼稚園	千種新田 422	65-4002
認定こども園（※） みなと幼稚園	湊 404-1	67-2525

みなと幼稚園は、認定こども園として、1・2歳児の受入れを行っています。

### ※ 認定こども園

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、千葉県から認定基準を満たし、知事から認定を受けた施設です。

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する
- ② 地域における子育て支援を行う

## 子育て支援事業

### ○ 子育て支援センター

子育て相談や子育てサークルの育成などを行うとともに、子育てに関する情報交換や親子教室を実施しています。

名称	所在地	電話番号	内容
あおほり子育て サロン (青堀保育園)	青木二丁目 14-6 青堀保育園内	87-0142	開設時間 (月～金) 9:30～14:30 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て親子の交流の場の提供</li> <li>• 育児相談・講座</li> <li>• 育児サークル支援</li> <li>• 出前子育て支援</li> <li>• 育児情報の提供</li> </ul>
もうひとつのお家 (和光保育園)	小久保 2209 和光保育園内 (火・水・木) 湊 773 温習舎 (月・金)	65-2772	開設時間 (月～金) 9:00～16:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て親子の交流の場の提供</li> <li>• 育児相談・講座</li> <li>• 育児サークル支援</li> <li>• 育児情報提供</li> <li>• 妊婦対象事業 (プレママ等)</li> </ul>

○ 保育所（園）の子育て支援事業

公立保育所（おひさま広場）

保育所でのおひさま広場

日 時 月 1 回 9:30～11:30

場 所 公立保育所

内 容 磯遊び・季節の遊び・リズム遊び等

（開催場所・開催日・内容等は、広報ふっつ・市ホームページで  
ご確認ください）

1 歳半健診時のおひさま広場

日 時 1 歳半健診が行われる日の 13:30～16:00

場 所 市役所本庁ロビー

内 容 親子のふれあい遊び・歌遊び等

※育児相談・親子の遊びづくり・仲間づくり・情報提供等その  
他子育てに関するサポートをしています。

富津保育園（こあらっこよっといで）

日 時 毎週木曜日 10:00～11:00

対 象 0～3 歳児

内 容 季節の遊び制作、親子のふれあい遊び、歌遊び等

※日程や内容については、園の行事や天候により変更になる場  
合があります。予約の際にご確認してください。

問合せ 富津保育園 87-2104

大貫保育園（こねこクラブ／青空保育）

こねこクラブ

日 時 毎週金曜日 10:00～11:00

内 容 木製のおもちゃやネイチャーゲーム等

青空保育

日 時 月 2 回のお出かけ 9:30～

内 容 ネコバスに乗って、近くの公園へ行き遊ぶ

※その他詳細については、予約の際にご確認してください。

問合せ 大貫保育園 65-0059

○ 園庭開放

同じくらいの年齢の友だちと遊んだり、お母さん同士で情報交換したり、子育ての悩みを話したりして、楽しく過ごしてみませんか。気軽に保育所（園）に遊びに来てください。

保育所(園)名	開放日	時 間
飯野	毎週火曜日	9：30～11：30
中央		
吉野	毎週水曜日	
竹岡		
佐貴	毎週木曜日	
金谷		
峰上	毎週金曜日	
青堀	月曜日から金曜日 (祝日は除く)	11：30～14：30 (月・水・木) 9：30～14：30 (火・金)
富津	毎日	9：00～16：00
和光	第2・3木曜日	
大貫	毎週月曜日	

○ 子育て支援教室・広場

・ピッコロ学級

対 象 乳幼児を持つ親子

内 容 幼児の心身の発達、健康についての講義や遊びの実習

場 所 中央公民館

日 時 6月～2月第2木曜日

問合せ 中央公民館 65-2251

・わらべ歌教室

対 象 乳幼児を持つ親子

内 容 わらべ歌遊び

場 所 富津公民館

日 時 6月～2月第1金曜日（8月休講）

問合せ 富津公民館 87-8381

・おはなし会

対 象 幼児～小学校低学年

内 容 絵本の読み聞かせ、手遊び

場 所 富津・中央公民館、市民会館

日 時 4月・7月・8月・3月

問合せ 生涯学習課 80-1345

・おやこ遊遊ひろば

対 象 乳幼児を持つ親子

内 容 手作り布絵本やおもちゃで遊び、親子交流を図る  
主任児童委員による子育て何でも相談

場 所 中央公民館

日 時 毎月第2・4金曜日 9:30～11:30

問合せ 富津市社会福祉協議会 87-9611

○ 子育て応援サークル

中央公民館 65-2251

- おはなしの会 ぬくだまり  
内 容 絵本の読み聞かせを通して幼児と高齢者の交流  
日 時 火曜日 14:00～15:00
- かいじゅうクラブ  
内 容 会員で企画した活動を通して親子の交流  
日 時 毎週水曜日 10:00～14:00
- わらべうたサークル  
内 容 わらべうたを通して親子の交流  
日 時 第2・第3木曜日 16:00～17:00

市民会館 67-3112

- ちびっこくらぶ（活動場所：峰上地区公民館）  
内 容 子ども達の交流  
日 時 毎週火曜日 10:00～12:30
- 幼児リトミックサークル  
内 容 リトミックを通しての親子の交流  
日 時 毎週木曜日 9:30～12:00

## 放課後児童クラブ

両親が共働きなどのため、放課後子どもが帰宅しても保護者がいない家庭の小学生をお預かりします。市内には、放課後児童クラブは7ヶ所あります。詳細については、各クラブへお問い合わせください。

クラブ名	実施場所	電話番号	保育時間
オレンジクラブ	富津 396-34 富津保育園	87-2104	平日 放課後～18:00（延長可） 土曜日・学校休業日 8:00～18:00（延長可）
青堀第1放課後児童クラブ	青木二丁目 13-6 G号 青堀保育園隣	80-4767	平日 放課後～18:00（延長可） 土曜日・学校休業日 8:00～18:00（延長可）
青堀第2放課後児童クラブ	青木二丁目 13-6 F号 青堀保育園隣	27-0802	
青木遊輝塾	青木二丁目 9-18 青堀保育園近く	88-1123	平日 放課後～18:30（延長可） 土曜日 9:00～18:00（延長可） 学校休業日 8:00～18:30（延長可）
いいのこどもクラブ	下飯野 154 飯野小学校余裕教室	87-1106	平日 放課後～18:00（延長可） 土曜日・学校休業日 7:30～18:00（延長可）
あそび塾	小久保 120 大貫小学校余裕教室	65-3904	平日 放課後～18:30 土曜日・学校休業日 8:00～18:00（延長可）
さぬキッズ	鶴岡 988 佐貴小学校余裕教室	090-9674 -5388	平日 放課後～18:30 土曜日 7:30～17:00 学校休業日 7:30～18:30

※ 学校休業日とは、春・夏・冬休みなどの休業日です。休日は含みません。

## 児童遊園地

交通事故等を防止し、子どもが安全で安心して遊べる場所を提供しています。

	名 称	所 在 地	備 考
1	青堀児童遊園地	大堀 1822-4	小倉精肉店裏
2	富津児童遊園地	富津 1458-2	富津仲区公民館脇
3	飯野児童遊園地	本郷 804	本郷区集会所脇
4	岩瀬児童遊園地	岩瀬 995-22	今村内科クリニック付近
5	大貫海浜児童遊園地	岩瀬 898-30	大貫中央海水浴場隣接



## 各種相談

- 子育てアドバイス  
食事・あそび・しつけなど子育てに関すること（電話可）  
月曜日から金曜日の9：00～16：00
  - ・各保育所（園）
  - ・子育て支援センター
  
- 児童家庭相談  
0歳から18歳未満までの子どもに関する相談
  - ・相談日 毎週 月・木 9：00～16：00（面談相談は予約制）
  - ・相談専用電話 80-1221
  
- 母子自立支援相談  
母子家庭や寡婦の方の生活上の問題や自立のための相談  
（離婚前の相談も含む）
  - ・相談日 毎週 水・金 9：00～16：00（面談相談は予約制）
  - ・相談専用電話 80-1221
  
- 児童虐待相談  
児童虐待の防止・発見にご協力ください！  
いつも見かける子どもの様子がおかしい、子どもの身体に傷やあざがある、衣服や体が不潔などの疑いがあったら相談（通告）しましょう。このことは法律で定められている私たちの義務です。
  - ・相談（通告）先  
全国共通児童相談所ダイヤル 0570-064-000(24時間可)  
（近くの児童相談所につながります。）  
千葉県君津児童相談所 55-3100  
子育て支援課 80-1221

○ 療育等支援事業

成長や発達に心配のある子ども（発音がはっきりしていない、行動に落ち着きがない、集団行動ができない、ことばが遅い、目があわない、おもちゃや友だちに関心を示さないなど）の保護者を対象に、必要に応じて個別に言語訓練や心理療法を行います。

- ・開催日 毎週 木（予約制）
- ・場所 富津市役所
- ・費用 無料
- ・スタッフ 社会福祉法人 千葉県社会福祉事業団 地域療育支援班  
臨床心理士・言語聴覚士（隔週で在籍しています）
- ・問合せ 社会福祉課 障害者福祉係 80-1260

○ ハローワークマザーズコーナー

子育てしながら就職を目指す方の相談を行っています。

- ・子どもと一緒に相談ができます。
- ・担当者によるきめ細かいサポート
- ・保育関連情報の提供
- ・問合せ ハローワーク木更津 0438-25-0881

○ 福祉総合相談（子育てから介護まで）

福祉に関する相談を365日24時間受付けています。

- ・問合せ 君津福祉ネット 27-1482、1483

○ こども急病電話相談

受診した方が良いのか、様子をみても大丈夫か電話で相談できます。

- ・問合せ 局番なしの#8000または043-242-9939
- ・相談日 毎日 19:00～22:00まで



富津市

健康福祉部子育て支援課

0439-80-1256(子ども家庭係)

1312(保育係)

平成 25 年 9 月